

平成 21 年 11 月 11 日

**殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）に係る条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）**

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 3 号  
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社  
地域支社長 植田 裕

2 指定開発行為の名称及び所在地

殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）  
川崎市川崎区殿町三丁目 25 番地 1 他

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成 21 年 11 月 11 日（水）

4 問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社  
都市再生業務部 市街地整備第 3 チーム  
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 3 号  
電話 044-682-1578

（環境局環境評価室 担当）

電話 200-2156

## 殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）に係る条例審査書

平成 21 年 1 1 月

川崎市

はじめに

殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称)(以下「指定開発行為」という。)は、独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区殿町三丁目 25 番地 1 ほかの工場跡地等、約 22.7 ha の区域において、川崎市が適切な土地利用・都市基盤整備等の誘導を図るための考え方をとりまとめた「殿町 3 丁目地区整備方針」に基づき、土地利用の早期実現を図るための基盤整備を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成 21 年 1 月 13 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、平成 21 年 7 月 10 日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧をしたが、市民等から意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成 21 年 11 月 4 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社

代表者：地域支社長 植田 裕

住 所：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 3 号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称)

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区殿町三丁目 25 番地 1 ほか

区域面積：約 227,400 m<sup>2</sup>

用途地域：工業専用地域及び工業地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目 的

道路等の基盤整備

#### イ 土地利用計画

土地利用区分		面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	備 考
宅 地		約 193,500	85.1	—
公 共 用 地	道 路	約 17,100	7.5	—
	公 園	約 16,800	7.4	殿町第 2 公園：約 13,300 m <sup>2</sup> (新たに設置される公園を含む) 下河原公園：約 3,500 m <sup>2</sup>
	小 計	約 33,900	14.9	—
合 計		約 227,400	100.0	—

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、道路等の基盤整備事業であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.048 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.068 mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04 ppm～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.099 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1 ppm～0.2 ppm）を、浮遊粒子状物質は0.069 mg/m<sup>3</sup>で、環境基準（0.20 mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.054 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.069 mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地が所在する川崎区内の自動車排出ガス測定局の一部で、二酸化窒素の環境基準が達成されていないことから、工事用車両の走行については、条例準備書に記載した環境保全のための措

置を徹底すること。

## イ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

### （ア）騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地南側の敷地境界において 78.8 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 70.5～73.8 デシベルで、すべての地点で環境保全目標（70 デシベル以下）を超過するが、これらの地点は現況において既に環境保全目標を超過しており、工事用車両の走行による増加分は 0.2 デシベル以下と予測している。これに対して、工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期については、個々の建設機械のパワーレベルの合計値が最大となる時期だけでなく、計画地西側の住宅地への建設工事騒音の影響を考慮し、予測時期を追加して予測及び評価を行い、その内容を条例環境影響評価書で明らかにすること。また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現状において既に環境保全目標を超過することから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

### （イ）振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地南側の敷地境界において 58.5 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）

を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、ピーク日ピーク時において 50.3 デシベルで、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### ウ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

##### (ア) 産業廃棄物

工事に発生する産業廃棄物は、がれき類 4,471 トン、木くず 13 トン及び廃プラスチック類 1 トンで、このうち、がれき類についてはすべて有効利用することから、再資源化率は 99.7%になると予測している。これらについては、分別排出を徹底し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく再資源化及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を行うことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

##### (イ) 建設発生土

工事に発生する建設発生土は約 53,100 m<sup>3</sup>で、このうち約 8,300 m<sup>3</sup>は場内で盛土材として再利用し、それ以外は、処分先を指定して適正に処理されると予測している。さらに、搬出運搬に当たっては、荷台カバーの使用等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、

再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

#### エ 人と自然とのふれあい活動の場

人と自然とのふれあい活動の場である多摩川河口青少年サイクリングコースについては、工事に伴う改変やその機能に変化はなく、また、多摩川河口青少年サイクリングコースに至る経路である市道殿町 23 号線の一部が、工事により通行できなくなるが、計画地の西側に接する市道殿町 22 号線等の経路が確保できることから、人と自然とのふれあい活動の場としての利用に支障がないと予測している。さらに、環境保全のための措置として迂回経路等に関する情報提供を行うとしている。

また、殿町第 2 公園及び下河原公園については、工事により利用できなくなる期間があるが、周辺の公園が人と自然とのふれあい活動の場として利用できるると予測している。さらに、工事期間や周辺の公園の位置、経路等に関する情報提供を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、生活環境の保全に著しい影響を及ぼさないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した環境保全のための措置については、確実に実施すること。

#### オ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交通混雑度は 0.303～0.480、交差点需要率は 0.428～0.626 で、いずれの地点も円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度 1.0 及び交通処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測し、さらに、工事用車両が特定の時間に集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両の走行ルートは、マウンドアップ、植樹帯及びガードレールにより十分な歩車分離がなされ、信号機、横

断歩道橋などの交通安全施設が設置されていることから歩行者等への影響は小さいと予測している。さらに、工事用車両の交通経路を指定し、運転者に対する交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していること、一部区間において一時的な交通渋滞が懸念されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

#### カ その他

緑被率については、宅地内緑地を含め計画地全体で約 21.0%を確保するとしていることから、宅地の処分に当たっては、当該緑被率が確保されるよう、十分配慮すること。

#### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施内容について、市に報告すること。

また、「ヒートアイランド現象」については、人工被覆面の改善の観点から道路整備における保水性舗装などに取組むこと。

#### (4) 事後調査に関する事項

事後調査については、「騒音」を行うとしており、この調査項目の選定は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等に



より、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年	1月13日	指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
	1月19日	条例方法書公告、縦覧開始
	3月4日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	3月27日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	4月30日	審議会から市長に条例方法書について答申
	5月14日	条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付
	7月10日	条例準備書の受理
	7月17日	条例準備書公告、縦覧開始
	8月31日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	10月1日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	11月4日	審議会から市長に条例準備書について答申
	11月11日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成21年	3月27日	審議会（現地視察）
	3月27日	審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
	4月28日	審議会（条例方法書答申案審議）
	10月1日	審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
	11月2日	審議会（条例準備書答申案審議）